

しょうがいしゃさべつ おも じれいしゅう
障害者差別にあたると思われる事例集

へいせい ねん がつ
平成24年2月

ながさきけん
長崎県

目次

はじめに	1
しょうがいしゃさべつ かん さくぶん 障害者差別に関する作文	
・みんな心はつながっている	3
・わたしの宝物	4
・ヒーローから学んだこと	6
しょうがいしゃさべつ おも じれい 障害者差別にあたると思われる事例	
・福祉	9
・医療	10
・教育	11
・労働	12
・住宅	13
・建築物・交通等	14
・サービス提供	15
・情報	16
・政治・行政・司法	17
・その他	18
しゃかい かんが かなた しょうがいしゃさべつ 社会モデルの考え方と障害者差別	19
そうだんまどくちとう 相談窓口等	21
へんしゅうこうき 編集後記	22

はじめに

平成18年に国連総会本会議において「障害者の権利に関する条約」(仮称)が採択され、わが国も平成19年に同条約に署名するとともに、同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする、我が国の障害者に係る集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障害のある人等で構成する「障がい者制度改革推進会議」において、障害者に係る制度の抜本的な改革と基盤の整備に向けた検討が行われております。

平成23年8月には同推進会議の検討を踏まえ、「障害者基本法」が一部改正され、障害者差別の禁止を基本原則とし、障害者差別対策に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。

また、「障害者差別禁止法」(仮称)制定についても、平成25年の通常国会への法案提出を目指し作業が進められているところです。

このような中、長崎県では、「障害のある人もない人も共に地域で暮らす“共生社会”の実現」を基本理念とした、「改訂長崎県障害者基本計画」を平成21年度に策定し、この中で障害を理由とした差別がないよう正しい知識の理解と普及を促すための啓発・広報に努めるとしてあります。

この障害者差別禁止に向けた取組の一環として、このほど「障害者差別にあたると思われる事例集」を作成いたしました。

この事例集の作成にあたっては、県民の皆様方から156事例のご応募をいただき、この中から10分野に分類して、差別と思われる事例を掲載しております。

また、冒頭には障害者差別に関する作文を掲載しております。

この冊子が、障害者差別について考える機会となることで、障害についての理解が深まり、障害者差別のない“共生社会”の実現に寄与することを願って止みません。

最後に事例集の作成にあたり、ご応募をいただいた県民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました長崎県障害者施策推進協議会の委員の皆様へ深く感謝を申し上げます。

ながさきけんふくしほけんぶちょう
長崎県福祉保健部長

この冊子に掲載されている事例は、障害のある方やそのご家族をはじめとした方々の意見を掲載したものであり、実際に差別に当たるか否かについては事例ごとの検討が必要となります。

この冊子に掲載されている事例の中には、長崎県内から応募された事例のほか、内閣府、千葉県、熊本県が募集した事例も掲載しています。

みんな心はつながっている

わたしは、「障害者」という言葉が気になって辞書で調べてみました。すると、『身体の一部に正常に機能しないところがある人』とのっていました。私は、このことについておかしいと思いました。人間をロボットのように機能しないというふうに言うことは、変に感じます。そして、正常とはどういう人なのか疑問に思います。

私の親戚に自閉症のお兄さんがいます。そのお兄さんは、仕事もしているし、一人で旅行に行ったことがあるし、お金の管理もできて、普通のくらしをしています。お兄さんは、いつもニコニコしていてやさしく明るいので、私やみんなにいつも元気をくれます。だから私は、お兄さんのことを一度も障害者と思ったことはありません。少し会話が苦手なだけで、私たちと何も変わりはありません。

街でよくお兄さんのような人たちに会うことがあります。母はその人たちに自然に話しかけます。その人からは、言葉は返ってきませんが、ちゃんと聞いていると私はいつも思います。母やその人たちの顔を見ていると、たとえ話ができなくても、心はつながっていて相手の気持ちが分かっているのだと思います。障害者だからといって関係はないのです。

私たちが英語を外国人に伝えるために少しの言葉で表現したり、身ぶり手ぶりで相手に伝えようとするのは、お兄さんのような人たちが、日本語をとぎれとぎれに話したりするのといっしょではないかと思います。

だから私は、お兄さんのような人たちを「障害者」という言葉では呼びたくありません。「障害者」という言葉は、同じ人間を差別していると思います。みんな同じ人間なのに、「障害者」だと、決めつけているようで、差別していると思います。人間はみんな心はつながっているのです。たとえ話ができなくても、心では会話をできるのではないかと私は思います。

たからもの
わたしの宝物

わたしの体に障害があることがわかったのは、二才のときでした。脳の神経の病気のために、足がうまく動かないのです。

そのため、歩くときに、大きく肩がゆれたり、速く走れなかったりします。学校からの帰り道、向こうから歩いてきた中学生のグループに、私の歩き方をまねされ、こそこそと話をされたことがありました。休みの日に出かけると、まわりの人にじろじろと見られることには、慣れていたつもりでしたが、さすがに、くやしくて、悲しくて、泣きそうになりました。

そのとき、一緒にいた友だちが、
「あんなことするなんて、ひどいよね。許せない！」
と、自分のことのように怒ってくれたのです。わたしには、こんないい友だちがいるのだと心から思いました。

クラスでドッジボール大会をすることになったとき、「紘奈ちゃんには当てない」という特別ルールを作ろうと言う提案がありました。ほとんどの子が、「いいね、いいね」と、賛成しそうになりました。でも、わたしは、内心、「ええっ。困ったなあ。当てられないなんて、ドッジボールじゃないよ。どうしよう」と思っていました。

そのとき、ある男の子が、さっと立ち上がり、
「それじゃあ、紘奈ちゃんは、つまらないと思います。みんなと一緒にやった方が、楽しいと思います」と言ってくれたのです。わたしも思いきって、「みんなと同じようにやらせてください」と伝えることができました。みんなと同じルールでやったドッジボールは、本当に楽しかったです。

わたしのことを助けてくれる友だち、わたしの立場に立って考えてくれる友だち、そんな友だちがわたしの周りには、たくさんいます。先生方も、わたしが困ることはないか、みんなとなるべく一緒にできる方法はないか、いつも考えてくださっています。

そのおかげで、これまでのしょうがっこうせいかつ小学校生活をとても楽しくたの過ごすことができ、
感謝かんしゃの気持ちきもちでいっぱいです。

わたしをささ支えてくれるまわ周りの人ひとたちは、わたしにとって、かけがえのない
宝物たからものです。その宝物たからものの輝きかがやに負けまないよう、自分自身じぶんじしんを輝かがやかせていきたい
と思います。おも

へいせい 平成 18 年度 ねんど 内閣府入選作品 ないかくふにゆうせんさくひん

ヒーローから学んだこと

僕は、生まれつきの脳性マヒのため、足に軽い障害がある。車椅子や松葉杖が必要というわけではなく、足の動きが普通の人とは違うため、筋肉や関節に負担がかかりやすいのである。

「それなら特に苦労はしないのでは」と言われるかもしれない。しかし、案外大変なこともあった。

小、中学生時代、僕は体育が大の苦手だった。というのも、特に小学生時代は、ほとんどの人が「障害 = 重度障害」のイメージを持っているため、僕は「運動音痴」として見られていた。いくら「僕は足が悪い」と言っても言い訳としかとらえられず、授業中に罵声を浴び、教師からも叱られる始末。しだいに僕は、激しい自己嫌悪に陥り、どんどん孤独になっていった。

そんなつまらなくて暗い毎日の中に、突然現れたやつがいる。東京からの転校生で、運動ができて頭もいい、人を引きつける力を持っている人気者、彼が僕の憧れとならないはずがなかった。

何とか彼に近づきたかった。初めて「友達になりたい」という感情が生まれた。勇気をふりしぼって言った「一緒に遊ぼう」の言葉、「いいよ」と笑った彼の笑顔が今も脳裏にしっかりと刻まれている。

その秋、クラス対抗で球技大会が開催されることとなった。種目はサッカー。一番苦手なこの種目だったが、無論「参加できない」と言えるはずがなかった。

試合が終盤に差しかかって、僕の足に疲れが出てきた。痛みをおして走っている僕に、彼はさりげなく声をかけた。

「足悪いんだろ、無理はするなよ」

さらに続ける。

「もしボールが来たら、僕の所へ蹴ってくれ。最後はまかせろ」

数分後、そのボールが僕の所へ来た。反射的に彼の所へ蹴り込み、彼はシュートを放った。これが決勝点になった。

試合直後、彼は言った。

「やればできるじゃん、すごかったなあ、自信もてよ、これからもたのむぜ」

僕が今までの人生で一番嬉しかった瞬間だった。この瞬間、今まで自己嫌悪を繰り返してきた自分が馬鹿馬鹿しくなった。

いまおも かれ そんざい ぼく てんき はじ いえ よ ともだち かれ はじ
今思えば、彼の存在が僕の転機だった。初めて家に呼んだ友達も彼だった。初
めて一緒に飯を食ったのも彼だった。僕は彼に救われ勇気づけられた。彼のお
かげで僕は、学校生活のうえでの暗い日々から脱出することができたのだ。
「障害のある人となない人の心のふれ合いの体験」この一節を見た瞬間、彼が
浮かんだ。

い か かれ がっこうせいかつ かれ なか あそ ひ び ぼく かれ
言い換えれば、彼との学校生活、彼と仲よく遊んだ日々、そのなかで僕は彼と
「ふれあって」いたのだ。一緒に過ごした時間や日々そのものが「ふれあい」
なのである。

むかし き さべつ しょうがいしゃさべつ てんけい
昔から消えない差別のひとつに障害者差別がある。その典型となるのは
「侮辱」である。

しょうがいしゃ じぶん しょうがい ぶじやく いちばんつら
障害者にとって、自分の障害を侮辱されるのは一番辛いことであり、その
ダメージは計り知れない。このような「言葉の暴力」は、障害者との「ふれ
あい」の機会の不足によって起こり得るものであると思う。

しょうがいしゃ ことば ぼうりよく がわ ぶじやく
障害者への「言葉の暴力」というのはたいてい、侮辱した側にはたいてい
悪意はない、ただ、障害者との「ふれあい」が不足していて、障害者を熟知し
ていないために、その言葉がどれだけ相手にダメージを与えるのかわからない
のである。「このくらい言ってもいいや」という感覚でどんどん心に傷をつけ
ていく。ダメージを与えているとは知らずに。

かれ とうきょう がっこう くるまいす しょうねん ゆうじん けいけん
彼は、東京の学校で、車椅子の少年が友人のひとりにいた。その経験から、
僕に対しても、さりげなく言葉を選んで発言しているのがわかった。

ぼく たい さくぶん か くれ いけん もと
作文を書くにあたり、彼に意見を求めた。

しょうがいしゃ ある ことば みる きほんてき
「障害者は、歩くとか、物を見るとき基本的なことができないけど、でき
ないことがあるのは他の人だって一緒だよ。自分のできないことをいろいろ
言われたらやっぱり傷つくでしょう。それと同じなんだよ」

かんめい う しょうがいしゃ たんしょ
感銘を受けた、まさしくその通りなのである。障害者は、短所のひとつが
『表面化』しているだけで、障害のない人と同じように、長所もあれば短所も
ある、同じ人間なのである。障害者とのふれ合いを通してこのことに気付くこ
とができたら、差別はまちがいに減っていくだろう。肝心なのは「慣れる」
ことである。

ぼく ぼく すく あ とお まな
これが、僕が、僕を救ってくれたヒーローとのふれ合いを通して学んだこと
である。

へいせい ねんど ないかくふにゅうせんさくひん
(平成18年度 内閣府入選作品)

しょうがいしゃさべつ おも じれい 障害者差別にあたると思われる事例

ふくし 福祉

つうしょ ば しょうがい ひと こえ おお きんじょ くじょう
通所の場で、障害のある人の声の大きいうことで近所から苦情があ
った。そのとき、「こういう人たちの作業所は、こんな街中ではなく、も
っと遠い広いところに作るべきだ。」と言われた。

にんめ にんしん ほいくしょ もう こ い ふくしじむしょ
3人目を妊娠しているときに保育所の申し込みに行ったら福祉事務所の
まどぐち しょうがいじ ひとりう つぎ こ しょうがいじ
窓口で「障害児がいるのになぜもう一人産むのか。次の子も障害児かも
しれないのに。」と非難された。

さぎょうしょ しょくいん なか ひとまえ ぼうげん もち しか じゅうど しょうがいしゃ
作業所の職員の中には、人前で暴言を用いて叱ったり、重度の障害者は
にゅうしょ しょうがいしゃ さべつけいべつ ことば へいき つか じんけんむし
入所させないなど、障害者への差別軽蔑の言葉を平気で使い、人権無視
する人がいる。

ほいくしょ めんせつじ くさ さかな め しょうがいじ はは はたら
保育所の面接時、「腐った魚のような目をしている。障害児の母は働か
ないで自分の子どもの面倒をみなさい。」と言われた。

しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう も ほいくしょ はい きゅう と
「身体障害者手帳1級を持っていては保育所に入れない。2級に取り
なお もう こ こ い
直してから申し込みに来い。」と言われた。

た もの ことば き
「あの足らず者のはいっとるところやろ。」との言葉を聞いたことがある。

ほいくえんにゅうえんご しゅうだんこうどう たい たんにん おや あいじょう
保育園入園後、集団行動ができないことに対して、担任に「親の愛情が
た 足りない。」あげ句の果てに「来ないでほしい。」とまで言われた。卒園
おや わる い つづ
するまで「親が悪い。」と言われ続けた。

医療

ないかびょういん し かびょういん い どうはんしゃ つ
内科病院や歯科病院に行ったとき「同伴者を連れてきてください。」と
い
言われた。

びょういん のうはけんさ う さい ちてきしょうがい
病院にて、脳波検査を受ける際、じっとしてられない知的障害のあ
る人に対し、けんさぎし かた 「やってられない。」「けんさはできない。」
と
い
った声があった。

いし こ そくてい しんさつ のうはそくてい
医師から「こんな子が測定できるわけがないだろ。」と診察も脳波測定も
きよひ びょうき せつめい お かえ
拒否され、病気の説明がないまま追い返された。

しせつりようしゃ いっしょ びょういんじゆしん さい いし ほんにん め まえ
施設利用者と一緒に病院受診した際に、医師から本人の目の前で「この
ひと ちてき せつめい い
人は知的があるから説明してもわからない。」と言われた。

びょういん おも ちてきしょうがいじ ま いみ わ じゆんばん
病院で、「重い知的障害児で「待つ」という意味が分からないので、順番
はや はや たの いし こ びょうどう ま
を早めてください。」と頼んだが、医師から「どの子にも平等に待つ
もらいます。」と言われ、子どもが待ち時間の長さにパニックを起こし、
なんかい しんさつ かえ
何回か診察できずにあきらめて帰った。

じどうそうだんじょ はんていじ いし ふくし せわ い
児童相談所での判定時、医師から「福祉の世話にならなければ生きてい
けない価値のない子供。」と言われた。

しょうがいじ しんだん いし こ ひとりう
障害児と診断した医師から「この子のことはあきらめてもう一人産みな
さい。」と言われた。

けいど しょうにま ひ ちよくりつふどう むすこ しょうがっこうにゅうがく じ
軽度の小児麻痺のため、直立不動ができない息子が小学校入学時に
けんこうしんだん じゅしんご がっこうい ぎょうぎ わる こ おも むすこ
健康診断を受診後、学校医が行儀の悪い子と思ったのか、息子にげんこ
つをした。学校医が障害の有無を把握していないのが不満である。

しょうちゅうがっこう にゅうがく ようごがっこう い つよ すす こ
小中学校に入学するとき、養護学校に行くよう強く勧められた。子
こ なか そだ いちばん ぎ むきょういくきかんちゅう ふ わ
もは子どもの中で育てるのが一番であり、義務教育期間中に振り分ける
のは差別である。

がくどうほいく うけいれきよひ じへいしょう こ ふつう こ にん
学童保育で、受入拒否され「自閉症の子がいなければ、普通の子が10人
はい い
入れる。」と言われた。

ちいき しょうがっこう にゅうがく き あと きぼう かいじょ せんせい
地域の小学校へ入学することが決まった後、「希望していた介助の先生
かくほ かくこ い ふあん
が確保できるかわからないから覚悟しててください。」と言われ、不安
でいっぱいになり嫌だった。

がっこう はい かいじょ はい せ わ きょういく
「学校は排せつの介助をしない。」「排せつの世話は教育ではない。」と
いいう かんが がっこう きょういくいいんかい いちにち かいがっこう い はい
いう考えが学校や教育委員会にあり、一日に4回学校へ行き、排せつ
かいじょ おや わか せんせい ちゅうかん かい じぶん かいじょ
介助をする親がいる。若い先生は「中間の2回は自分が介助します」と
い じょうし しか やさ
言ってくれたが、上司から叱られてせっかくの優しさはしぼんでしまう。

ふつうがっきゅう とくべつしえんがっきゅう しつよう てんきゅうすいしょう おこな
普通学級から特別支援学級への執拗な転級推奨が行われている。
がっこうわ こ しゅうい めいわく かんが
学校側は「あなたの子どもが周囲にどれだけ迷惑をかけているか考えな
さい。」という。たくさんの障害児が普通学級から出ていった。

ようちえん そうたい きょうよう ほじょ ほぼ
幼稚園で、早退を強要された。また、補助の保育がついていたにもかか
わらず、「ずっとお母さんがついて下さい。」と言われた。

ようちえん たどう りゆう じょう ものおき と
幼稚園で、多動といたずらなどの理由で2畳ほどの物置に閉じこめられ
た。子どもはトラウマ になった。

「オール1ではかわいそうだから成績はつけません。」と言われた。子
どもと向き合い、付き合えば必ずプラスに評価できることはあるはず。

トラウマ：心理的に大きな打撃を受け、その影響が長く残る体験。精神的外傷。

労働

就職活動の際、障害者という理由で面接を行ってもらえない。

車椅子に乗っていてもできる仕事はあるのに、障害を理由に採用を断られた。

一般就労していた障害者が、雇用主は理解していても、職場の従業員からいじめを受けていた。また、仕事上の失敗に対して、罰金という形でお金を取られたとも言っていた。

精神障害者といっても個人差があるのに、パソコンができる人も障害者として就職すると、清掃等に職種が限られ職業選択の自由がない。精神障害をオープンにするとなかなか職がない。

雇用主は、実習をして雇用を決めたのに、従業員の反対により取消となった。また、従業員の反対により辞めていった人もいる。

就職活動の際、「身体障害、知的障害の人なら受入OKだけど、精神障害の人は遠慮したい。」と言われた。

以前、働いていたとき、上司から「人生もう一回やり直して来い」精神科の病院に行き、二度とこの社会に出てくるな。「君は痴呆ではなくて、阿呆だね。」などと直接言われた。

会社で昇給のため英語力の試験があるが、聴覚障害者はヒアリングができないのでその試験を受けられない。

統合失調症を患っているが、ハローワークの紹介で就職した。採用当日は事務手続きや仕事の説明だけでほとんど仕事はしなかった。それにもかかわらず、翌日出勤したところ、「採用はなかったことで帰ってほしい。」と言われ、一日分の賃金と交通費を渡された。

知的障害の女性を雇用している会社が、本業ではなく職場のお手洗い掃除、草取りや自宅の掃除までさせていたらしい。賃金も最低賃金に届かなかったようだ。

統合失調症：内因性精神疾患の一つで、自閉・興奮・妄想・幻聴等の症状がみられる。

住宅

住宅ローンを借り換えしようとしたが、障害を理由にできなかった。
対応した銀行員は「できません。」の一言で終わった。

生活ホームとするための家を探していたとき、大家が貸したいといっても「障害者が隣に引っ越してきたら他の人が出て行ってしまう」と不動産屋に言われた。また、逆に大家から「障害者のような面倒な人とかかわりたくない。」と言われたこともある。

施設から地域で生活しようとしても、不動産屋に「知的障害者は困る。」と言われる。

隣人がアパートを経営しており、その人が理解のある人で「部屋が空いたら障害者の方に貸してもいいよ。」と言ってくれた。しかし、数日して「不動産屋が、貸さない方がいいと言ったから断りたい。」と言ってきたのでがっかりした。

マンションを借りるとき、障害児がいると不動産屋に言ったら、「大家に引っ越してくれと言われたら引っ越す。」と一筆書かされた。

障害のある人の施設が近所できるとわかったら住民の反対運動が起き、根拠のない誹謗中傷のピラを撒かれた。

うつ病になった事を大家に告げたら、「出て行って下さい。」と言われた。

「聞こえないのでは何かあったときに困る。保護者の方を連れてきて下さい。」と聴覚障害を理由に借家を断られる。

精神障害者や生活保護の人はアパートに入らないでと、入居拒否をされた。

家を借りるときに障害があるため「火事があったときに逃げられない。」という理由で入居を断られた。

どうろ せま だんさ おお こうつうきかん つか など まち
道路が狭い、段差が多い、交通機関が使いづらい等、街のつくりそのものが差別である。

エレベーターが狭くて、電動車いすでは使えないことが多い。

くるま りょう すく がいしょく
車いすで利用できるトイレが少なすぎる。トイレがないので外食できない。

くるま て とど なが
車いすトイレであっても、手が届かなくてトイレを流すことができない。

しょうがいしゃよう おお かべがわ て しょうがい き て
障害者用トイレの多くは壁側によっているため、手の障害や利き手によっては車いすから便器への移動が困難となっている。

こうきょうきかん ちゅうしゃじょう ゆうびんきょく こうばい しょうがい
公共機関の駐車場について、ある郵便局では勾配のある、障害がなくとも不便な場所が車椅子のマークの駐車場になっている。

しょうがいしゃよう じゅうぶん おお おお しょうがい
障害者用トイレに十分な大きさのベッドがなく、大きくなった障害を持つ子どものおむつの交換を行うことができない。

ちょうかくしょうがいしゃ きんきゅうていし
聴覚障害者。マンションのエレベーターが緊急停止し、インターフォンで意思疎通できず40分も閉じこめられた。

ちょうかくしょうがいしゃ でんしゃ とうちゃくじこく おく しゃないほうそう き
聴覚障害者は、電車の到着時刻が遅れる車内放送があっても、聞こえないのでわからない。

しかくしょうがいしゃ い さき ひょうじ もじ かくにん
視覚障害者。バスの行き先を表示する文字が確認できない。

サービス提供

盲導犬もうどうけんを連れて飲み屋つ の や い にゅうてんに行き入店ことわを断られる。

聴覚障害者ちょうかくしょうがいしゃ。映画館えいがかんで邦画ほうがには字幕じまくがなく、自由じゆうに好きなものすが見られない。

市民プールしみんで「他の人ほかの迷惑めいわくになるので、他のレーンほかや子供用プールこどもようで遊んでください。」と言われる。

バス旅行ツアーりょこうに申し込もうとしたところ、ツアー業者ぎょうしゃに「付き添いつきそがあっても障害者しょうがいしゃはお断りことわします。」と即答そくとうされた。

町のプールまちは水泳帽すいえいぼうをかぶらないと入れないはいことになっているが、子が感覚過敏かんかくかびんで水泳帽すいえいぼうをかぶれないおために追い出されただ。

公共施設こうきょうしせつのプールで、「よだれ、排泄はいせつのおそれがあるとの理由りゆうで断られる。」という話はなしを聞いたきことがあり、それ以来そのプールには行っていないいらい。

店員てんいんに人数にんずうを聞かれたので、「障害者しょうがいしゃ5名と引率者いんそつしゃ2名の計7名です。」と答えるこたと、店員てんいんに「障害者しょうがいしゃの方はちょっと……。」と言われ、入店いを拒否きよひされてしまった。

精神障害せいしんしょうがいを理由りゆうに生命保険せいめいほけんに加入かにゅうできなかった。

習い事ならをするごととき、「普通ふつうの子と一緒いっしょにすると他の親ほかから苦情くじょうが出るかもしれないので、時間じかんをずらして他の生徒さんほかが集中せいとする時間しゅうちゅうは来ないでほしい。」と言われたいことがある。

知的障害者ちてきしょうがいしゃ2名が、生活ホームせいかつの付添い人つきそ同伴にんどうはんでビデオを借りるとき、
「会員カードかいいんが本人名義ほんにんめいぎ(療育手帳りょういくてちょう)では作れません。」と言われ、付添い人つきそのカードにんで代替だいたいして借りているか。

テレビで外国人の会話を放送する際、字幕だけでは視覚障害者は内容がわからないのではないかと。逆に聴覚障害者にとっては、字幕がなければほとんど内容が伝わらないだろう。

ある企業へ通訳者を通して電話をし、「聴覚障害があるためあとはFAXで対応したい。」と申し入れたら、FAXでの対応はしていないとのことと断られた。

聴覚障害者。ヘルパー2級を取得しても、登録させてくれる事業所が少ない。聞こえない=コミュニケーションがとれないという理由と、ろう者利用が少ないので必要ないと言われた。

会社で重度の難聴では電話は難しいとわかっているのに電話機を机の上に置かれる。

ワークショップなどで意見を求められても、筆談では時間がかかり十分な意見を出すことができず、結局能力を評価してもらえない。

県・市の広報など、電話番号のみを記載したお知らせが多いのは問題。聴覚障害者（電話が使えない）の事は配慮されていないようで残念。

災害発生時、放送が聞こえず食料や物資をもらえないことがある。

災害が発生して避難場所に行っても、コミュニケーションがとれないため、聴覚障害者が飲まず食わずでいたということが阪神大震災のときあったと聞きました。

聴覚障害者。公共施設等で、トイレにいるときは個室状態になるので災害等の状況が分からない。

駅などの構内放送や医療機関の呼び出しについて、聴覚障害者にも分かるような方法を考えてほしい。

マスコミにおいて事件の報道の際に容疑者、犯人に精神科の通院歴、あるいは治療中ということが流されるのは差別をつくり上げる大きな力になっている。

民法第770条の離婚の訴えを提起できる項目の中に精神障害が含まれている。

公共交通機関の運賃割引が精神障害と他の障害とが同等になっていない。

選挙の投票所に段差や階段があり、投票に行けない。

市営住宅に入りたいのだが、介護が必要というだけで入れない。市役所にいくら自分でできると言っても、障害者だからという理由で受け付けられない。

裁判所で調停の時に手話通訳者を同行した。調停中、調停員が手話通訳者に「このことは通訳しないでください。」と言った。聞こえる状態と同じように情報保障するのが手話通訳者の役割である。聞いてほしくないことはその場で言わず、場所を変えて言うべきである。

選挙のときに「手話通訳をつけてほしい」とお願いしたら、「一人のためには余裕がない。」と言われた。参政権の侵害である。

成年後見制度を利用するにあたり、選挙権の喪失についての説明は一度もなかった。重度の知的障害なので元々投票はしていなかったが、突然、本人抜きのおやの親だけの投票受付用紙が送られてきた。悲しく寂しい思いをした。

調停：紛争において、第三者の介入により解決を図ること。またはその制度。

手話通訳：言語・聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の一つである手話をういて通訳を行なうこと。

成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

その他

とうきょうなど くら けんみん せいしん かん どうろ ある
東京等と比べ、県民のボランティア精神が感じられない。道路を歩いて
いても声かけをしてくれない。バスに乗っても座席に案内してくれない。

バス の 行き先が見えなかったため、近くの人に聞いたら「一人で出歩
きな。死ね。」と言われた。まわりのたくさんの人も見て見ぬふりをしてい
た。

せいしん けいえい ちょうないかい はい ちょうない しごと
精神のグループホームを運営しているが、町内会にも入り、町内の仕事
もしているのに、精神というだけで白い目で見られる。

ちいき こうりゅうとう ちか しょうがっこう ともだち こどもかい い
地域交流等で近くの小学校に友達ができたので、子供会に入れてもら
えないかとお願いにいったが叶えてもらえなかった。「入ってもらおうと
迷惑。」と言わんばかりの冷たい言葉がショックだった。

くるま がいしゅつじ ひと よこめ み お はなし
車いすでの外出時、人によっては横目で見下ろし、ひそひそ話をしな
がら通り過ぎる。

きょうだい ちてきしょうがい あにひとり るすばん でんわ
兄弟のうち、知的障害の兄一人で留守番させていたときに電話があっ
たが、一方的に切ったりしたため相手が気を悪くした。母が帰宅後に連絡
があり、兄には知的に障害があること等を説明したが、許してもらえな
かった。

そぼ まご ふたり い
祖母から「孫は2人だけ。」というようなことを言われ、ショックだっ
た。健常児2人のことは頭に入っているが、障害児の子は孫のうちに入
っていないようだった。

ちてきしょうがいしゃ み め けんじょうしゃ おな がいしゅつじ
知的障害者は見た目は健常者と同じところがあるために、外出時、そ
の言動に対して冷たい視線を感じる。

社会モデルの考え方と障害者差別

2011年8月に制定された「改正障害者基本法」には、「社会モデル」という考え方が採用されています。

“社会モデル”を端的に説明すると、「障害者が社会的不利を受ける原因は社会のあり方にもある」という考え方のことと言えます。

例えば、視覚障害者のAさんが、ある道路を横断することが困難だったとします。こういった事態は何故起こるのでしょうか。社会モデルの考えに立てば、「音声式信号機が設置されていないため」といった回答になります。この問いに「Aさんに視覚障害があるため」といった、障害自体に原因を求める考え方を、“医学モデル”または“個人モデル”といいます。現在は、“医学モデル”から“社会モデル”へと、障害に対する概念の転換が進んでいます。

医学モデルを象徴する図として、ICIDHモデルが挙げられます。(図1)1980年に発表されたこの図では、社会的不利を被る原因は、障害者自身の疾病であるとされています。

しかし、ICIDHモデルには「一方通行的で、各要因の関連が十分でない」「問題が個人の中で完結している」等の批判が挙がりました。このような批判をもとに「医学モデル」からの脱却を図った「社会モデル」の象徴として、2001年、ICFモデルが発表されました。(図2)

ICFモデルでは「環境因子」という新たな要素が加わっていることに特徴があります。これは、ある人の生活しやすさ(しにくさ)の原因を、その人個人だけでなく、社会にも求めたものです。個人の中で問題が完結していたICIDHモデルに比べ、社会的視野の広いモデルとなっています。

「環境因子」は“物的環境”“人的環境”“制度的環境”に分類されますが、“人的環境”の例として、“周囲の人々の障害者に対する意識や理解”が挙げられます。

ICFモデルを理解することで、障害者の社会参加には、それを促進するような周囲の人々の理解が必要であることが改めてわかります。

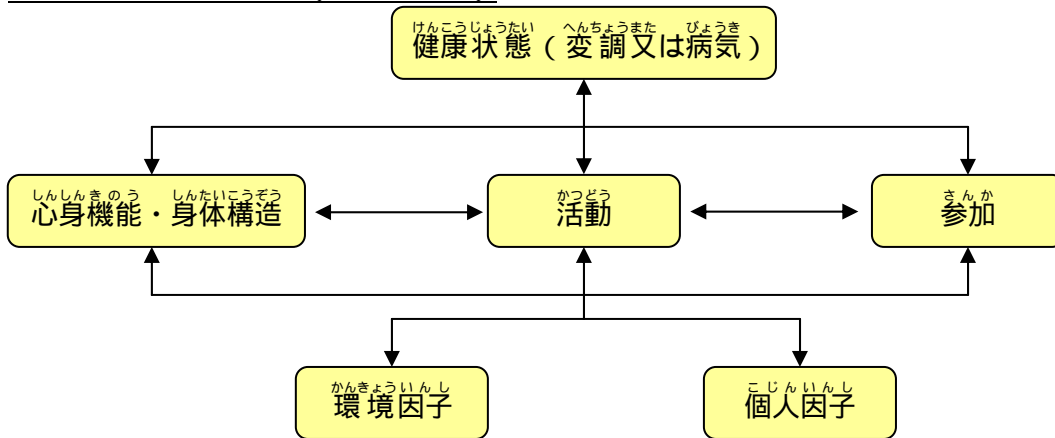
<参考> WHO の2つのモデル

図1 国際障害分類 (ICIDH 1980)



社会的不利の原因は、疾病を発端とする能力低下にあると考えられている。

図2 国際生活機能分類 (ICF 2001)



環境因子 (外部要因) が挙げられ、社会のあり方にも社会的不利の原因を求めている。

WHO : 世界保健機関 (World Health Organization) 。国際連合の専門機関。

そうだんまどぐちとう
相談窓口等

ほうむしょうじんけんようごきょく
法務省人権擁護局ホームページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

じょせい じんけん
女性の人権ホットライン

TEL 057-070-810

こ じんけん ばん
子どもの人権110番

TEL 0120-007-110

ながさきちほうほうむきょくじんけんようごか
長崎地方法務局人権擁護課

TEL 0570-003-110 (ぜんこくきょうつう
全国共通ダイヤル)

じんけんそうだんうけつけまどぐち
インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

ながさきけんしょうがいふくしか
長崎県障害福祉課

TEL 095-895-2451

ながさきけんじんけん どうわたいさくか
長崎県人権・同和対策課

TEL 095-826-2585

かくしちやう しょうがいふくしたんとうか じんけんとんとうか
各市町の障害福祉担当課、人権担当課

へんしゅうこうき 編集後記

ほんけん
本県では、しょうがい うむにかかわらず、だれもがすなちいきじりつせいかつ
障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活
をおくともちいきささあゆたつうすこあんしんく
を送り、共に地域を支え合い、豊かなふれあいを通じて、健やかに安心して暮ら
し、しゃかいこうせいいちいん
し、社会を構成する一員として、あらゆるしゃいかつどうさんか
社会活動に参加することができる
“きょうせいしゃかいじつげんきほんりねん
“共生社会”の実現を基本理念とし、あらゆるしざくとくく
施策に取り組んでおります。

じれいしゅうけんみんみなさましょうがいしゃとまげんじょうし
この事例集は、県民の皆様にも、障害者を取り巻く現状を知っていただき、
しょうがいしゃさべつたいかんがきかいほおもさくせい
障害者差別に対して考える機会となつて欲しいとの思いから作成しました。

けいさいじれいしょうがいかたかぞくよじつたいけん
掲載されている事例は、障害のある方や、ご家族などから寄せられた実体験
です。めうたがひさんじれいほかおもじぶんじしんげんどうふかえ
目を疑うような悲惨な事例の他にも、思わず自分自身の言動を振り返
つてしまうような、ふだんせいかつなかじれいけいさい
普段の生活の中でおきた事例も掲載されています。

よひと
読む人によっては「この事例は差別とは言えない」と思われるものもあるか
とおもいます。しかし、なにしょうがいしゃさべつきじゆんなか
何が障害者差別かという基準がはっきりしない中で、
かくじれいひとりかんが
各事例について一人ひとりが考えていただくこと自体に意義があると考え、
けいさい
掲載いたしました。

ひとまじかぎきずきずさ
人と交わる限り、傷つけたり傷つけられたりすることは避けられませんが、
「しょうがいしゃ
「障害者だから」という理由で障害者が傷つけられるようなことは無くさな
ければいけません。

ひとり
一人ひとりが「しょうがい」に関する理解を深め、しょうがいうむかかこうりゅう
障害の有無に関わらず交流を
ふか
深めることで、しょうがいしゃさべつきょうせいしゃかいじつげんはかかんが
障害者差別のない“共生社会”の実現が図られると考えます。

じれいしゅうきょうせいしゃかいじつげんきよ
この事例集が、“共生社会”の実現に寄与することを期待します。

ながさきけんふくしほけんぶしょうがいふくしか
長崎県福祉保健部障害福祉課